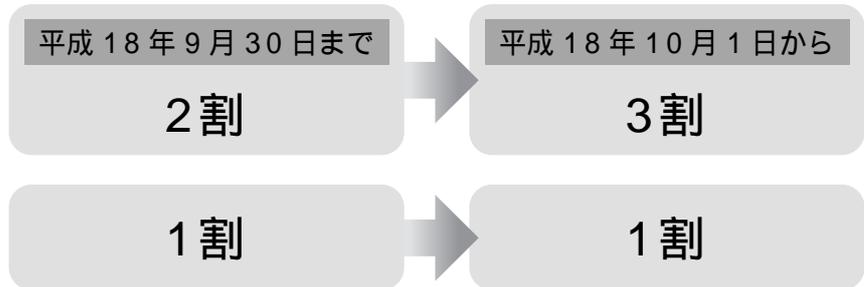


70歳以上の人(老人保健・前期高齢該当者)

◆一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります。

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。現役並み所得者以外は1割のまま据え置かれます。



◆高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります。

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額となった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

| 平成18年9月30日まで | | | 平成18年10月1日から | | |
|--------------|--------------|--|--------------|--------------|--|
| 自己負担限度額(月額) | | | 自己負担限度額(月額) | | |
| | 外来 (個人単位) | 外来+入院 (世帯単位) | | 外来 (個人単位) | 外来+入院 (世帯単位) |
| 一般 | 12,000円 | 40,200円 | 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 一定以上所得者 | 40,200円 | 72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合は40,200円) | 一定以上所得者 | 40,400円 | 80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合は44,400円) |
| 低所得 | 8,000円 | 24,600円 | 低所得 | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得 | | 15,000円 | 低所得 | | 15,000円 |

◆療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります。

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。



所得の低い人は負担が軽減されます。

| | |
|--------------|---------|
| 住民税非課税世帯 | 30,000円 |
| 年金受給額80万円以下等 | 22,000円 |
| 老齢福祉年金受給者 | 10,000円 |

人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者については、現行どおり食料費相当のみ(24,000円)の負担となります。

問い合わせ先 国民健康保険関係/本庁 税務保険課 77-3615 由岐支所 総務室 78-2211
老人保健関係/本庁 住民福祉課 77-3614 由岐支所 住民福祉室 78-2212